

銭座小学校いじめ防止基本方針

<いじめ防止基本方針策定の目的>

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

いじめ防止対策推進法（定義）<第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【めざす児童像】

- 互いに認め合い、支え合う子ども
- 進んで学び、工夫する子ども
- ねばり強く、たくましい子ども

いじめ対策委員会

<学校メンバー>

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、また校長が必要と認める者から構成する。

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめに関する校内研修の計画、実施

専門家・外部関係者

スクールカウンセラー
長崎市子ども支援課
特別支援学校との連携

P T A ・ 地域との連携

- 学年（学級）P T A を実施する。
- 健全育成協、子どもを守るネットワークの活用

関係機関との連携

- 長崎市教育委員会への報告および連携
- 警察への相談・通報および支援センターとの連携

児童会

- 代表委員会の活用
- リボン集会・人権集会での取組

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 校内指導体制の確立
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 子どもの自己肯定感の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- 学校基本方針の周知
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

いじめの早期発見

- 全教職員による観察や情報交換(定期的の実態報告会の開催)
- 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- 教育相談の整備
- 情報の収集
- 相談機関等の周知

いじめに対する措置

- 被害の子ども・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子どもに対する組織的および継続的な観察・指導
- 地域人材を活用した登下校のパトロール
- ネット上のいじめへの対応

重大事態発生時の取組

- 教育委員会と綿密に連携し、対応にあたる。
 - ・重大事態の報告(学校→教育委員会→市長)
 - ・調査の主体(教育委員会が判断する)
学校 いじめ対策委員会 教育委員会 いじめ対策プロジェクトチーム
 - ・調査の実施
 - ・いじめられた子どもが死亡したときの対応

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

※ いじめの解消の要件

本人児童のみならず第三者の見取りにおいてもいじめの実態がない状態が、3か月間、継続した場合

いじめのチェックリスト

<p>(1) いじめられている子どもが発するサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体や体調 ②しぐさや態度 ③友達との関係 ④生活面 <p>(2) 学校の生活場面でのチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学級の雰囲気 ②登校時や朝の会 ③授業時間 ④昼食時 ⑤休み時間 ⑥掃除や諸活動 ⑦学級活動や班・係活動 ⑧放課後

<p>(3) 家庭でのチェックポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ①服装 ②持ち物 ③金銭 ④家庭学習 ⑤態度やしぐさ ⑥身体や体調 ⑦友人関係 <p>(4) いじめている子どもが家庭で出すサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ①持ち物 ②金銭 ③態度やしぐさ
--

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	児童引継 いじめ防止基本方針確認	10月	実態報告会
5月	家庭訪問 実態報告会	11月	なかよしアンケート実施, 集計
6月	なかよしアンケート実施, 集計	12月	人権集会（授業参観）
7月	実態報告会 個人面談	1月	個人面談 実態報告会
8月	生活指導に関する研修会	2月	実態報告会
9月	実態報告会	3月	実態報告会 幼保小中連携情報交換

6 様々な相談機関

相 談 機 関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～17:00
子育て支援相談(子ども総合相談)	095-822-8573 095-825-5624	「e-kaou」のホームページを検索し、 相談フォームを活用する。	9:00～17:00
いじめ相談ホットライン	0570-078310	長崎県教育委員会	24時間
子どもの人権110番	0120-007-110	長崎地方務局人権擁護課	8:30～17:15